

【貨物】行政処分状況（令和5年3月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和5年3月16日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社山入端運送 代表者謝花良貞 (法人番号4360002019800) 沖縄県名護市山入端841
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市山入端841
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（20日車）
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和4年11月16日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。1件の違反が認められた。 (1)過積載運送の引き受け（貨物自動車運送事業法第17条第3項）
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事業者） 15点 （当該営業所） 2点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和5年3月16日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合名会社昭和運輸 代表者中村新 (法人番号5360003003067) 沖縄県うるま市与那城饒辺116-1
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県うるま市与那城饒辺116-1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（20日車）
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和4年11月17日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。1件の違反が認められた。 (1)過積載運送の引き受け（貨物自動車運送事業法第17条第3項）
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事業者） 2点 （当該営業所） 2点